

**一般社団法人 埼玉県病院薬剤師会  
2023年度 臨時総会**

開催日時：2024年3月12日（火）午後6時30分より

開催方法：WEB 開催

**次 第**

1. 会長演述 町田 充（さいたま赤十字病院）
2. 議長の選出
3. 議事
  - (1) 第1号議案 2024年度事業計画 承認の件
  - (2) 第2号議案 2024年度予算 承認の件
  - (3) 第3号議案 （一社）埼玉県病院薬剤師会定款細則 承認の件
  - (4) 第4号議案 生涯研修センター名称の変更  
実施要綱改正の件 承認の件
  - (5) 第5号議案 日病薬報告  
第67回通常総会  
第68回臨時総会
  - (6) 第6号議案 その他
4. 閉会の辞 多田幸子（獨協医科大学埼玉医療センター）

## 第1号議案 2024年度事業計画

### 2024年度事業計画

#### 【I. 事業活動基本方針】

埼玉県民への正しいくすりの知識などの普及啓発活動および薬剤師を目指す学生への教育環境整備のための支援を行う。また薬学に係る業務・調査・研究および医薬品に係る情報提供等の実施により、会員および県内すべての薬剤師の知識と意識の向上を実現するため、研修会および講演会等を提供実施する。「チーム医療への参画と在宅医療への貢献」という観点をふまえ患者の立場に立った医療への貢献を図る。

そのために各委員会・部会の更なる活動を目指し「魅力ある埼玉県病院薬剤師会」の実現のために、さまざまな事業を企画実施・継続する。

また、2024年は日本病院薬剤師会 関東ブロック第54回学術大会の担当県である。本大会の成功と滞りない準備をする。

＜2024年の委員会・研修会等の実施における運営お願い＞

- ・ 2024年前半は関東ブロック大会に全集中・尽力する。
- ・ 2024年前半においては委員会・研修会等の実施は必要最小限とする。
  - ・ 開催頻度や有無は委員長や部会長に一任する。
  - ・ 2024年の各研修会等の中止、延期もやむを得ない。
- ・ 関ブロ終了後の下半期は、従来どおりの運営に戻す努力をする。

#### 【II. 最重点項目】

関東ブロック第54回学術大会の成功

#### 【III. 重点項目】

「魅力ある病院薬剤師会」の継続

#### 【IV. 事業計画】

##### 1. 埼玉県民へ見える病院薬剤師会の貢献

- ① 個々の県民が参加できる講演会の複数開催
- ② その他、県民へ貢献できる事業実施
  - ・ ホームページ等のSNSを利用した薬相談の実施
  - ・ 各種団体や地域町内会等からの出前講座復活のための担当委員会を提示

## 2. 会員および県内薬剤師、薬学生、薬事関連事業者への知識と意識の向上

### ① 医薬品の最新情報の提供

病院薬学研修会、ネットカンファレンス、地域ブロック研修会、スキルアップ研修会、学術大会、新任薬剤師研修会等で新しい医薬品を含めた情報提供、適正使用などの知識の普及啓発を行う。

### ② 医療の質と安全の実現

薬剤師の専門性を踏まえ知識や実践力等の向上を目指し、臨床業務実践講座「糖尿病」、感染制御研修会、抗がん剤研修会（集中講義を含む）、輸液・抗がん剤調製実技研修会、埼玉緩和薬物療法研修会、精神科領域臨床研修会、精神科薬物療法研修会、妊婦授乳婦・小児科領域研修会、輸液・栄養管理研修会、医療の質・安全管理研修会、その他会員の要望に沿った特別な研修会などを行う。

### ③ チーム医療の推進

近年の厚労省医政局長通知にある具体的項目を実施する手助けとなるよう各種研修会のテーマの中で服薬指導、処方支援、フィジカルアセスメント等を取り入れる。

### ④ 生涯教育の充実

薬剤師向けの研修会は生涯研修センターの担当委員会で企画・運営・評価を行い、研修単位の付与および認定薬剤師の認証を行う。また、日本病院薬剤師会薬学認定薬剤師制度に参画する。さらに、他領域との合同研修会を開催する。加えて、埼玉県内薬剤師を対象とした生涯研修に努める。

### ⑤ 薬学生教育の支援

実習施設の確保や拡大を目的とした、認定実務実習指導薬剤師の養成ワークショップの開催並びに認定実務実習指導薬剤師の資質向上を目的としたアドバンスドワークショップを開催し、病院薬学実習における質の向上を行う。加えて、「臨床における実務実習に関するガイドライン～薬学教育モデル・コア・カリキュラム対応～」に沿った実習体制の構築に努める。

### ⑥ 薬事関連事業者への支援

薬事関連事業者が医療制度の変革や技術進歩を薬事研修会で学ぶことで医療関係者との問題点の共有を図ることが重要であり、より大きな患者貢献が期待される。

## 3. その他

- ① 委員会運営の再構築
  - ・ 各委員会・部会に埼玉県薬剤師会会員の同席を検討。また、新委員の増員として主に若手（Z世代含む）や女性の登用を検討。
- ② 埼玉県内の各種関連団体との協力
  - ・ 埼玉県薬剤師会や薬事連合団体、埼玉県行政との連携を強化
  - ・ 埼玉県薬剤師会の理事選への立候補（1 枠または 2 枠）
  - ・ 埼玉県薬剤師会委員会への委員としての参画
- ③ 調査事業への関与協力
  - ・ 各種（主に日病薬）調査（アンケート）の回収率向上。

第2号議案 2024年度予算

収支予算書内訳表

2024年4月1日から2025年3月31日まで

【当期予算】

勘定科目	2024年予算案	2023年予算案	増減	備考
経常増減の部				
(1) 経常収益				
正会員会費	8,000,000	7,920,000	80,000	4,000円×2,000名
特別会員会費	480,000	480,000	0	4,000円×120名
賛助会員会費	2,220,000	2,280,000	△ 60,000	30,000円×74名
事業収益				
研修事業収入	4,000,000	4,000,000	0	各研修会
広告収入	200,000	200,000	0	
受取補助金等				
日病薬還付金	2,496,000	2,472,000	24,000	1,200円×2,080名
雑収益				
受取利息	1,000	1,000	0	預金利息
雑収入	200,000	200,000	0	
経常収益計	17,597,000	17,553,000	44,000	
前期繰越収支差額	5,000,000	5,000,000	0	
	22,597,000	22,553,000	44,000	
(2) 経常費用				
事業費				
給与	3,100,000	1,800,000	1,300,000	職員給与
会場使用料	300,000	1,852,000	△ 1,552,000	委員会等会場設営
会議費	500,000	1,025,000	△ 525,000	
講演料	590,000	590,000	0	
通信運搬費	760,000	720,000	40,000	
印刷費	2,700,000	2,700,000	0	会誌、名簿
消耗品費	280,000	580,000	△ 300,000	
負担金	320,000	320,000	0	関東ブロック、薬事団体連合会
積立金	500,000	800,000	△ 300,000	関東ブロック積立金
活動費	3,200,000	3,185,000	15,000	
雑費	230,000	380,000	△ 150,000	
	12,480,000	13,952,000	△ 1,472,000	
管理費				
給料手当	3,100,000	1,800,000	1,300,000	職員給与
総会費	150,000	150,000	0	
理事会費	500,000	570,000	△ 70,000	
役員会費	200,000	200,000	0	
旅費交通費	700,000	350,000	350,000	出張費、職員通勤手当
通信運搬費	450,000	350,000	100,000	
備品費	87,000	265,000	△ 178,000	
消耗品費	860,000	860,000	0	
光熱費	370,000	370,000	0	
印刷費	200,000	290,000	△ 90,000	
賃借料	1,700,000	1,700,000	0	事務所賃料、リース代
交際費	200,000	200,000	0	関連団体、慶弔費
支払手数料	1,000,000	900,000	100,000	税理士・司法書士顧問料
雑費	580,000	576,000	4,000	
租税公課	20,000	20,000	0	
	10,117,000	8,601,000	1,516,000	
経常費用計	22,597,000	22,553,000	44,000	

## 第3号議案

### 一般社団法人埼玉県病院薬剤師会定款細則

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 本細則は、一般社団法人埼玉県病院薬剤師会定款第43条に基づき、本会の運営に必要な事項を定めるものとする。

#### 第2章 委員会

##### (委員会の設置)

第2条 本会は定款第3条の目的を達成するため、定款第33条に基づき次の常置委員会を設置し、定款第4条に定める事業を行う。

- (1) 総務委員会
- (2) 広報委員会
- (3) 薬事運営委員会
- (4) 実習教育委員会
- (5) 災害・救急委員会
- (6) 中小病院・診療所委員会
- (7) 地域連携委員会
- (8) インシデント・アクシデント委員会
- (9) 感染対策委員会
- (10) 埼玉県薬剤師生涯研修センター

2 本会は前項の委員会のほか、理事会において必要と決議された委員会を臨時的に設置および運営等することができる。

3 委員会は、委員長、副委員長、委員、および担当幹事によって構成される。委員長および担当幹事には、本会の理事が就任する。

4 委員会の委員には、本会理事会において承認された本会正会員が就任する。ただし、理事会が特に認めた場合は、本会特別会員および本会事務局員を委員に、本会会員以外の有識者を外部委員に、それぞれ就任させることができる。

##### (総務委員会)

第3条 総務委員会は本会の円滑な運営のために以下の業務を行う。

- (1) 本会の事業計画・報告の統括と、総会等の準備及び運営を行い、会全体の総務・庶務・備品管理を行う。
- (2) 予算編成及び決算、会費等の管理の財務管理を行う。

- (3) 会員情報および会員施設の情報管理及び会員証発行を行い、会員管理全般の管理を行う。
- (4) 他団体との情報交換・交流の窓口等を行う。

(広報委員会)

第4条 広報委員会は本会会員および県民への広報活動を行うために以下の業務を行う。

- (1) 本会の会誌発行事業やホームページの掲載内容を担う。
- (2) 本会会員や県民への情報発信を行い、広報全般を行う。
- (3) 本会の広報活動に関して各委員会の活動に協力する。
- (4) 他団体との情報交換・交流の窓口等を行う。

(薬事運営委員会)

第5条 薬事運営委員会は本会会員および県民への薬事に係る活動を行うために以下の業務を行う。

- (1) 県民のために、公開講座の企画・運用を行う。
- (2) 薬事関連者への最新の医療薬学関連情報を伝達する。
- (3) 診療報酬改訂による各施設への調査や対策を行う。
- (4) 会員の帰属意識向上のために、会員の満足度調査等を行う。

(実習教育委員会)

第6条 実習教育委員会は本会会員施設での薬学実務実習を円滑に行うために以下の業務を行う。

- (1) 薬学実務実習の問題点や課題の抽出および解決策等を行う。
- (2) 薬剤師タスクフォースの育成、交流、情報共有を行う。
- (3) 他団体との情報交換・交流の窓口等を行う。

(災害・救急委員会)

第7条 災害・救急委員会は災害時および救急領域における薬剤師の人材育成および活動を支援するために以下の業務を行う。

- (1) 県内の災害・救急に関わる薬剤師の調査を行い、災害・救急に関わる人材を把握する。
- (2) 県内の災害・救急に関わる薬剤師の育成を行う。
- (3) 他団体との情報交換・交流の窓口等を行う。

(中小病院・診療所委員会)

第8条 中小病院・診療所委員会は県内の中小病院・診療所等の薬剤師の活動を支援するために以下の業務を行う。

- (1) 県内の中小病院・診療所と連携して問題点や課題、要望事項等を抽出しその対策を講じる。
- (2) 中小病院・診療所の立場から各委員会の活動に協力する。
- (3) 他団体との情報交換・交流の窓口等を行う

(地域連携委員会)

第9条 地域連携委員会は県内の地域連携を推進するために以下の業務を行う。

- (1) 県内の地域病院、薬局等と連携して問題点や課題を抽出し、その対策を講じる。
- (2) 県内の地域病院、薬局等に情報発信・共有事業を行う。
- (3) 他団体との情報交換・交流の窓口等を行う。

(インシデント・アクシデント委員会)

第10条 インシデント・アクシデント委員会は県内の医療安全を推進するために以下の業務を行う。

- (1) 県内の医療安全に関する研修終了者、認定専門者の把握をする
- (2) 医療安全のクリニカルインディケータの選出と収集を行い、問題点や課題を抽出し、対策を講じる。必要に応じて情報発信・共有事業を行う。
- (3) 他団体との情報交換・交流の窓口等を行う。

(感染対策委員会)

第11条 感染対策委員会は県内の医療機関等の感染対策を推進するために以下の業務を行う。

- (1) 県内の感染に関する研修終了者、認定専門者の把握をする。
- (2) 感染のクリニカルインディケータの選出と収集を行い、問題点や課題を抽出し、対策を講じる。必要に応じて情報発信・共有事業を行う。
- (3) 他団体との情報交換・交流の窓口等を行う。

### 第3章 埼玉県薬剤師生涯研修センター

(埼玉県薬剤師生涯研修センターの設置)

第12条 本会は定款第4条に定める事業を行うため、主に薬剤師を対象とした研修事業を実施するために埼玉県薬剤師生涯研修センター（以下、本センターという）を設置し、以下の業務を行う。

- (1) 本センターは、研修認定薬剤師制度に基づいた生涯研修の場をすべての薬剤師に提供すると共に、薬剤師としての知識と能力、技能を啓発し、高揚するために研修を実施する。また、研修修了に基づいた単位を付与および規程の単位を取得した薬剤師を研修認定薬剤師として認定して、県民のために貢献できる薬剤師を誕生させることを目的とする。



(2) 本センター各小委員会の研修会の企画基本方針は、会員から評価が高い研修内容を企画し、研修会の評価項目の1つに「認定取得者の誕生（複数）」とする。また、薬剤師の自己満足の研修企画にとどまらず、「実践的で行動変容につながる研修」を企画する。

(3) 本センターには、次の小委員会および部会を設置する。

- ① 企画小委員会
- ② 評価小委員会
- ③ 実施小委員会－総合研修部会
- ④ 実施小委員会－地域研修部会
- ⑤ 実施小委員会－特別対策研修部会
- ⑥ 実施小委員会－がん領域専門研修部会
- ⑦ 実施小委員会－感染制御領域専門研修部会
- ⑧ 実施小委員会－糖尿病領域専門研修部会
- ⑨ 実施小委員会－緩和医療領域専門研修部会
- ⑩ 実施小委員会－精神科領域専門研修部会
- ⑪ 実施小委員会－妊婦授乳婦・小児科領域専門研修部会
- ⑫ 実施小委員会－輸液・栄養管理領域専門研修部会
- ⑬ 実施小委員会－医療の質・安全対策領域専門研修部会

(企画小委員会)

第13条 企画小委員会は以下の業務を行う。

(1) 本会の実施要綱に従い、実施される研修会の事前評価を行う。

(評価小委員会)

第14条 評価小委員会は以下の業務を行う。

(1) 本会の実施要綱に従い、実施された研修会の事後評価をする。

(2) 個々の薬剤師からの認定申請を客観的に評価の上、研修認定薬剤師として認定する。

(実施小委員会 総合研修部会)

第15条 実施小委員会 総合研修部会は以下の業務を行う。

(1) 病院薬剤師として業務を行う上で必要な資質および幅広い領域の知識を学習する機会を提供することを目的として、以下のことを実施する。

- ① 幅広い領域の研修会の企画・運営
- ② 入職から3年目までの薬剤師を対象とした研修会の企画・運営
- ③ 学術大会の企画・運営
- ④ 他施設見学の要請への対応

(実施小委員会 地域研修部会)

第16条 実施小委員会 地域研修部会は以下の業務を行う。

(1) 会員の地域性や所在に合わせての基礎知識や技術力向上のために講演や実技演習を中心に研修会を企画・運営する。

- ①会員個人の能力を向上させるスキルアップ研修会の企画・運営
- ②個別の疾患ガイドラインや実臨床の治療法を盛り込んだ地域ネットカンファレンス研修会の企画・運営
- ③各ブロック研修会（東、西、中央、北）の企画・運営

(実施小委員会 特別対策部会)

第17条 実施小委員会 特別対策部会は以下の業務を行う。

(1) 各専門部会では取り扱いがなく、注目度が高い研修や専門領域とは重複しない実務的な内容を盛り込んだ研修会を多くの会員に提供することを目的に企画・運営する。

(実施小委員会 がん領域専門研修部会)

第18条 実施小委員会 がん領域専門研修部会は以下の業務を行う。

- (1) がん医療に精通した認定薬剤師を増やしていくため、若手薬剤師ががん医療に興味をもてるような研修会を継続的に企画・運営する。
- (2) がん医療に精通した薬剤師のすそ野を広げることともに、認定取得者の専門性の質の向上と継続したモチベーションを維持できる研修スキームを構築する。
- (3) 埼玉県薬剤師会との連携により、行政の取組に応じて、保険薬局との合同研修を立案・企画・運営する。

(実施小委員会 感染制御領域専門研修部会)

第19条 実施小委員会 感染制御領域専門研修部会は以下の業務を行う。

- (1) 感染制御や感染症に関する高度な知識、技術、実践能力等の必要な知識を習得できるような満足度の高い研修会の企画・運営する。
- (2) 感染の認定資格を取得できる研修会の企画・運営をする。そのために本委員会委員が教育・支援をする体制を構築する。

(実施小委員会 糖尿病領域専門研修部会)

第20条 実施小委員会 糖尿病領域専門研修部会は以下の業務を行う。

- (1) 糖尿病の薬物治療だけではなく、患者の生活に寄り添った療養指導のための研修会の企画・運営をする。他職種チーム医療も含む。
- (2) 日本糖尿病療養指導士(CDEJ)や糖尿病薬物療法認定薬剤師が取得できる研修会の企画・運営をする。

- (3) 糖尿病治療の指導管理料に専門領域の加算が取得できるための調査・研究・発表を行う。
- (4) 糖尿病患者へのアドボカシー（支援）活動を企画して実施する。

（実施小委員会 緩和医療領域専門研修部会）

第 21 条 実施小委員会 緩和医療領域専門研修部会は以下の業務を行う。

- (1) 緩和医療の薬物療法に関する研修会の企画・運営をする
- (2) 緩和医療に携わる薬剤師の連携に関する研修会の企画・運営をする。
- (3) 緩和医療領域の認定・専門資格取得できる研修会を企画。運営する。
- (4) 緩和医療の普及に向けた啓発活動を企画して実施する。

（実施小委員会 精神科領域専門研修部会）

第 22 条 実施小委員会 精神科領域専門研修部会は以下の業務を行う。

- (1) 精神科に纏わる県民の社会へのニーズに応えるための研修会を企画・運営をする。
- (2) 精神疾患への理解とその薬物療法の適正化、ならびに医療に貢献できる知識・情報伝達の研修会を企画・運営する。
- (3) 精神科領域の認定薬剤師が所得できる研修会を企画・運営する。

（実施小委員会 妊婦授乳婦・小児科領域専門研修部会）

第 23 条 実施小委員会 妊婦授乳婦・小児科領域専門研修部会は以下の業務を行う。

- (1) 妊婦授乳婦・小児科領域の薬物療法に関する疑問を提示し、種々の情報源を元に、患者へ注意すべき必要な情報を学ぶ研修会を企画・運営する。
- (2) 県内の薬剤師とその情報を共有する体制を構築する。
- (3) 妊婦授乳婦・小児科領域の専門資格が取得できる研修会を企画・運営する。

（実施小委員会 輸液・栄養管理領域専門研修部会）

第 24 条 実施小委員会 専門研修部会 輸液・栄養管理領域専門研修部会は以下の業務を行う。

- (1) 各疾患における栄養療法の重要性と最新の情報を発信する研修会を企画・運営する。
- (2) 栄養療法に興味をもち、資格取得ができる研修会を企画・運営する。
- (3) 多職種でのアプローチを見据えて、薬剤師以外の職種の参加も受け入れる。

（実施小委員会 医療の質・安全対策領域専門研修部会）

第 25 条 実施小委員会 医療の質・安全対策領域専門研修部会は以下の業務を行う。

- (1) 医療の質・医療安全の薬物療法の推進のための研修会を企画・運営をする。

- (2) 医療の質・医療安全に長けた薬剤師のための研修会を企画・運営する。
- (3) 医療の質・安全部会から最新情報を、会誌等を利用して発信する。
- (4) 医療の質・医療安全に関する他施設からの相談応需の体制を構築する。

附則 本細則は令和5年3月14日より施行する。

令和5年5月16日 一部改定

令和6年4月1日 一部改定

## 第4号議案

### 埼玉県薬剤師生涯研修センター 研修認定薬剤師制度 実施要綱

#### 第1章 総則

(総則)

第1条 埼玉県薬剤師生涯研修センター（以下、「本センター」という）は、一般社団法人埼玉県病院薬剤師会（以下「本会」という）定款第3条に定める目的を達成するため、同定款第4条に定める事業を行うにあたり必要な事項を埼玉県薬剤師生涯研修センター研修認定薬剤師制度実施要綱として定める。

#### 第2章 研修事業および研修受講単位付与事業

(研修内容)

第2条 本センターが実施する研修内容は、薬剤師業務を遂行する上で必要な保健・医療・福祉に関する知識・能力・技能を啓発高揚するために必要なものとし、以下の内容を含むものとする。

- (1) 基礎薬学（調剤・製剤、医薬品情報、処方解析、副作用・相互作用、医薬品管理、医薬品開発・治験、薬理学、薬理学以外の基礎薬学）
- (2) 実践薬学（疾病・薬物療法、公衆衛生、漢方薬・生薬、感染制御、栄養療法、医療安全、コミュニケーション技術、セルフメディケーション、フィジカルアセスメント、病棟・外来薬剤業務、チーム医療・多職種連携、地域医療・在宅医療・プライマリケア）
- (3) 倫理・制度（医療倫理・医療関連法規、保険制度、医療行政）
- (4) その他（教育・研究、マネジメント、医療経済、災害対策）

(研修の形式)

第3条 本センターが主催、共催、後援する研修会・講演会・勉強会・学会等（以下、研修会等という）の形式は以下のとおりとする。

- (1) 研修会等の開催方法は、以下のとおりとする。
  - ① 会場集合型研修・・・会場に集合して行う研修会等
  - ② WEB 即時配信型研修・・・インターネットを利用した即時配信型の研修会等
  - ③ ハイブリッド型研修・・・会場集合型研修および WEB 即時配信型研修を併用する研修会等
  - ④ オンデマンド配信型研修・・・主に学術大会・学会等において収録された研修内容を後日インターネット等利用して受講者に配信して行う研修等
- (2) 研修会等の研修方法は、以下のとおりとする。
  - ① 座学研修・・・主に講演者が一方的に講演等を行う研修会等
  - ② 実習研修・・・実技演習等を主に研修する研修会等
  - ③ ワークショップ形式もしくはスモールグループディスカッションを主たる研修手法として行う研修会等

(3) その他の研修会等については、本会の理事会の承認のもとに本センターのセンター長が別に定める。

#### (研修受講単位の付与)

第4条 本センターは、公益社団法人 認定薬剤師制度認証機構(以下、CPC という)が認証した研修プロバイダーであり、CPC の認証による研修受講単位を以下の基準により付与する。

##### (1) 集合研修

前条に定める会場集合型研修・WEB 即時配信型研修・ハイブリッド型研修を集合研修という。集合研修は、講演等の時間90分あたり1単位とし、1日あたり最大4単位を上限とする。複数日にわたって行われる研修会等の場合は2日間6単位、3日間9単位を上限とする。なお、学会発表を除き研修会等の講師には、担当時間20分以上の場合に別途1単位を付与する。

また、他の学会・薬剤師会等の研修制度に合致した研修会等の場合には、その研修制度の研修受講単位を付与することもできる。ただし、同一の研修会または、学術集会等における同一の研修内容において研修受講単位の重複取得はできないものとする。

##### (2) オンデマンド配信型研修

前条に定めるオンデマンド配信型研修は、講演等の時間90分あたり1単位とする。ただし、単位の付与にあたっては、受講者が研修内容を正しく受講したことが確認できるよう必要な措置をとることとする。この受講状況の確認については、研修終了後に評価小委員会において審査を行い、妥当性が認められない場合は研修受講単位を付与しない。また、同一の研修会または、学術集会等における同一の研修内容において、集合研修とオンデマンド配信型研修の研修受講単位の重複取得はできないものとする。

##### (3) グループ研修

集合研修およびオンデマンド配信型研修に該当しない小規模な研修(病院内・病院グループ内・大学内・地域等の研修会等)で本センターが審査にて認めたものをグループ研修という。グループ研修は、2時間で1単位とし、1日4単位を上限とする。複数日にわたって行われる場合は2日間6単位、3日間9単位を上限とする。なお、研修時間の1時間単位での積算を認める。

##### (4) その他の研修

本センターが別に定める基準により研修受講単位を付与する。

#### (研修会参加費)

第5条 本センターが主催する研修会等を行うにあたって、参加者から研修会参加費(以下、研修会費という)を徴収することができる。この研修会費は会場費、講師料、運営費等の研修会運営に充てる。

(1) 研修会費はセンター長が特段に定める場合のほか、以下の金額とし、研修会等の案内ポスター等において周知する。

(2) 研修会費は、原則として会員と非会員の区分に分け、以下の金額とする。

(3) 会員とは、本会の正会員および特別会員とするが、センター長が特に認めた場合は、研修会等の共催・後援団体等の会員を会員の区分に入れることができる。

- (4) 薬学実務実習生（薬剤師免許を有する者は除く）が実務実習期間内に実習先の薬剤師と共に研修会等に参加する場合は、その薬学実務実習生の研修会費は、センター長が特に認めた場合を除き、原則として無料とする。

研修の時間	会員の参加費	非会員の参加費
90分以上 180分未満	1,000円	2,000円
180分以上 270分未満	2,000円	4,000円
270分以上 360分未満	3,000円	6,000円
360分以上（ただし、複数日に亘る研修会等は適用しない）	4,000円	8,000円

- (5) 事前申し込みを必須とする研修会等においては、参加申込者から事前に研修会費を徴収する。この場合において、参加申込者が研修会等の当日に不参加となった場合でも、事前に徴収した研修会費は返金しないものとする。ただし、研修会等が主催者の都合により中止となった場合は、参加者に返金できる。

#### （研修会の実施）

第6条 本センターが主催する研修会等の企画・実施・評価について以下のように定める。

- (1) 企画小委員会は、実施小委員会の各部会と協議し、研修会等を企画する。また、事前評価を実施し、研修会等の質を担保する。
- (2) 実施小委員会は、研修会等の実施に必要な準備および実施・運営を行う。
- (3) 評価小委員会は、研修会等の事後評価を行い、以降の研修会等の企画・運営に役立てる。

#### （研修受講単位の請求および付与）

第7条 研修受講単位は、研修会等の受講者が以下に定める方法により本センターに請求する。本センターは研修会等の受講者から研修受講単位の付与に必要なすべての手続きが完了した者に対して研修受講単位を付与する。

- (1) 集合研修およびオンデマンド配信型研修は、研修会等終了後、その研修会で指定された成果報告書の提出により研修受講単位の付与を行う。
- (2) グループ研修は研修会終了後、下記書類を提出して受講者が研修受講単位を請求する。本センターは請求に基づいて評価小委員会で審議の上、研修受講単位を受講者に付与できる。

ア：研修受講単位請求書【様式4】

イ：プログラムまたはポスター（写し）

ウ：研修受講単位請求時の研修レポート【様式5】

（1回の研修につき300字以上）

エ：受講を証明するもの

#### （研修実施団体）

第8条 本章に定める本センターが主催、共催、後援する研修会等のほか、本センターが認証する研修会等の実施団体（以下、研修会実施機関という）が、本章に定める研修内容および研修の形式で実施する研修会等を実施することで本センタ

一の研修受講単位を発行することができる。

- (1) 薬剤師の資質向上を目的としている学術団体・職域団体等で、本センターの定める書式にて登録申請を行い、認証を受けることで本センターの研修会実施機関となることができる。

ア：研修会実施機関登録申請書【様式7】

イ：団体規約（または会則等）

ウ：団体役員名簿（3名以上）

エ：会員名簿

- (2) 本センターは研修会実施機関の登録申請書に基づいて当該団体の研修会実施状況を評価小委員会で審議および評価の上、「集合研修会実施機関登録証」を発行する。なお、「集合研修会実施機関登録証」には原則期限を設けないこととするが、研修実施機関での研修会開催状況や研修内容について、「集合研修会開催計画書」や「集合研修会終了報告書」等で評価を行い、目的にそぐわない場合には登録を取り消すことができる。

- (3) 研修会開催前の手続きについて以下に定める。

- ①主催または共催する研修会について開催予定日3週間前までに以下の文書等を提出して申請を行う。

ア：研修会企画提案書

イ：研修会開催計画書

ウ：研修会開催告知文書（ポスター）

エ：研修受講単位の申請料（納入先第17条（3）参照）

- ②研修会実施機関が集合研修会を開催する時の研修受講単位の申請料は次のとおりとする。

研修会参加人数	1研修会あたりの金額
50名まで	1,500円
51～100名まで	3,000円
101～300名まで	5,000円
301～1000名まで	10,000円
1001名～	10,000円に 1,000名ごとに10,000円追加

- ③本センターは申請内容を確認の上、「集合研修会開催計画書の受理書」【様式8】と研修受講単位を付与する。

- (4) 研修会実施機関の研修会終了後の手続きについて以下に定める。

主催または共催する研修会終了後2週間以内に残余の研修受講単位シールとともに「研修会終了報告書」【様式9】を本センターに提出する。

### 第3章 生涯研修認定薬剤師の認定事業

（生涯研修認定薬剤師の認定）

第9条 本センターは次条以降に定める認定要件を満たした者に対し、本センター評価小委員会において審議の上で、埼玉県薬剤師生涯研修センター生涯研修認定薬剤師（以下、研修認定薬剤師という）として認定する。



(認定要件)

第10条 研修認定薬剤師の新規認定および更新認定は、次の各号に定める認定要件をすべて満たした場合に評価小委員会での審査を経て、センター長が認定する。

- (1) 日本国の有効な薬剤師免許を有すること。
- (2) 次条以降に定める必要な研修受講単位を取得していること。
- (3) 第18条に定める研修認定薬剤師の取り消し事由に該当しないこと。
- (4) 次条に定める期間内に認定申請に必要な申請料を支払い、認定申請に必要な書類等を提出すること。
- (5) 新規の認定申請の場合は、必要な単位を取得後に申請すること。更新の場合は更新前の認定終了日の2か月前から3か月後までの期間に、それぞれ必要な認定申請を行うこと。

(認定申請に必要な研修受講単位数)

第11条 認定薬剤師の新規認定および更新認定は、次条に定める研修受講単位について以下の単位数を取得した場合に行う。

- (1) 新規の認定には最初の単位取得日より4年以内に、40単位を取得すること。ただし、毎年5単位以上を取得すること。
- (2) 新規認定後の更新認定は、3年ごとに更新を受けねばならない。更新認定には、30単位以上を取得すること。ただし、毎年5単位以上を取得すること。

(認定対象となる研修受講単位の範囲)

第12条 研修受講単位認定薬剤師の認定に必要な研修受講単位については、以下のとおり定める。なお、本センターの発行する研修受講単位のほか、他のCPCが認証する研修プロバイダーが発行する研修受講単位（インターネットを利用した通信講座による研修（以下、eラーニング研修という）を含む）も対象となるものとする。

- (1) 集合研修において付与された研修受講単位は、1日4単位を上限として認める。複数日にわたって行われる場合は2日間6単位、3日間以上の場合9単位を上限として認める。
- (2) オンデマンド型研修および、各地の研修プロバイダーが実施しているeラーニング研修において付与された研修受講単位は、最初の単位取得日または更新を受けた日より年間5単位を上限として認める。なお、同一の学術集会・学会等における集合研修とそのオンデマンド型研修の単位については、同一の研修内容以外であれば、それぞれの単位を上限の範囲で認める。
- (3) グループ研修において付与された研修重工単位は、最初の単位取得日または更新を受けた日より換算して年間5単位を上限として認める。
- (4) その他研修  
上記以外の研修については、個別に評価小委員会にて審議する。

(研修の記録)

第13条 研修の記録および単位修得の証明は次の通り定める。

(1) 研修の記録

本センターが発行する「薬剤師研修手帳」(以下「研修手帳」)に「研修受講単位」のシールを貼付することにより記録とする。なお、研修手帳は本センター発足時、本センター入会時および更新認定時に提供する。

(2) 単位修得の証明

研修受講単位のシールを貼付した研修手帳をもって単位修得の証明とする。研修受講単位のシール等を発行しないプロバイダーの単位については、そのプロバイダーが発行した単位取得にかかる証明書等を個別に評価小委員会にて審議し、研修受講単位として認めることができる。

(特別の事由)

第14条 認定期間内において、下記の特別の事由により所定の単位取得ができなかった場合又はできないと見込まれる場合、申請により原則1年を限度として認定期間の延長を認める。

- (1) 特別の事由とは、妊娠出産、疾病による長期入院、および長期海外出張等やむを得ないものをいう。ただし、特別な事由により研修会に参加できなかったと申請があった期間中に取得した研修受講単位は認定の対象外とする。
- (2) 特別の事由で期間を延長したい場合は「認定に係る特別の事由による期間延長について」【様式3】を、出産の場合は母子手帳の1ページ目を、疾病など場合は診断書等の写しをそれぞれ添付して本センターに申請すること。

(認定申請の手続および認定証等の発行)

第15条 認定薬剤師の新規および更新認定の手続を次の通り定める。

- (1) 第10条の要件を満たした場合、下記の書類等の提出にて本センターに対して認定薬剤師の認定申請をすることができる。
  - ア：認定薬剤師新規・更新申請書【様式1】
  - イ：申請時の研修レポート【様式2】
  - ウ：薬剤師免許証(写し)(新規申請の場合)
  - エ：前回認定時の認定証(写し)(更新申請の場合)
  - オ：第13条(1)の研修手帳
  - カ：第17条の費用を納めたことが分かる書類
- (2) 認定薬剤師の新規認定日は原則【様式1】申請書内の「申請日」とする。
- (3) 認定薬剤師の認定期間は新規の場合は原則、申請時に提出された研修手帳において研修終了とした日の翌日より3年間とする。  
更新の場合は認定期間満了日の翌日から3年間とする。
- (4) 本センターは認定薬剤師申請書の内容を「申請に基づく認定薬剤師適否評価表」で評価審議のうえ、認定薬剤師と認定し、「生涯研修認定薬剤師名簿」に記載し、「研修認定薬剤師証」を交付する。なお、申請書類の審査にあたり、委員本人が申請者の場合には、他の委員2名が審査を行い、本人は当該審査に関与しないこととする。
- (5) 本センターの審議で「非認定」となった場合、認定申請者にただちに結果を通知する。その後、認定申請者から不服申し立てがあった場合、「申請に基づく認定薬剤師適否評価表」の閲覧および面談を行うことができる。
- (6) 「生涯研修認定薬剤師名簿」は本センターのホームページで一般に公開す

る。名簿の公開に同意できない者は認定薬剤師として認定しない。

(7) 認定手続き時、「研修認定薬剤師証カード」希望者には下記の書類等の提出にて「研修認定薬剤師証」とともにこれを交付する。

- ・ 公的機関が発行する顔写真入りの証明書の写し
- ・ 第17条の費用及び写真（カラー顔写真）

(認定証の再交付)

第16条 「研修認定薬剤師証」の再交付手続を次のとおり定める。

- (1) 本センターは研修認定薬剤師が「研修認定薬剤師証」を汚し、破損または紛失した場合、また氏名変更があった場合、再交付することができる。
- (2) 前項の申請を行うとき、本センターに「認定薬剤師証再交付申請書【様式6】」を提出することとし、第17条の手数料を納めるものとする。

(申請費用)

第17条 認定薬剤師の申請費用とその納入方法を次のとおり定める。

(1) 「研修認定薬剤師証」のみの申請費用は次のとおりである。

認定手数料	10,000円
更新手数料	10,000円
再交付手数料	3,000円

(2) 「研修認定薬剤師証カード」の申請費用は次のとおりである。

研修認定薬剤師証カード (写真入り、ホルダーつき)	1,400円
------------------------------	--------

ア：申し込み時、写真（カラー顔写真、縦4cm×横3.5cm）を同封すること

イ：「研修認定薬剤師証カード」には写真のほか、氏名、薬剤師名簿登録番号、初回認定日、認定期限が記入される。

(3) 費用等は現金または、下記の銀行口座への振り込みで本センターに納入することとする。なお、納入に関しての手数料等は本人負担とする。

埼玉りそな銀行 北浦和支店 普通 4163659 (一社) 埼玉県病院薬剤師会
--

(認定薬剤師の取り消し)

第18条 次の各号に該当する者は認定薬剤師の認定を取り消す。ただし、認定を取り消そうとするときは予め、当該者にその旨を通知する。また、当該者より求めがあった時は、本センターはその者の意見を聞く機会を設けることができる。

- (1) 薬剤師の資格を失った者
- (2) 薬事に関し犯罪または不正行為があった者
- (3) 薬剤師法第8条の規定による懲戒処分を受けた者
- (4) 不正な手段により、研修受講単位を取得した者
- (5) 不正な手段により、研修会等の参加費、認定申請料等の納入を免れようとした者
- (6) 本会ならびに本センターの業務に関し、妨害行為を行った者
- (7) その他、薬剤師として著しく不適正な行為のあった者

## 第4章 本センターおよび小委員会の運営

(小委員会及び会議の開催)

第19条 本センターは必要事項を検討するために運営マニュアルで定める小委員会や会議を適宜開催する。

(広報)

第20条 本センターは研修会開催情報を本センターのホームページおよび広報誌「埼玉病薬」等により広報を行う。

(実施要項の改定)

第21条 本実施要綱の改定については本会の理事会の承認を経て施行する。

### 附 則

本実施要綱は、平成23年6月23日より施行する。

一部改正 平成24年6月28日  
一部改正 平成25年8月22日  
一部改正 平成27年2月26日  
一部改正 平成27年10月27日  
一部改正 平成28年10月18日  
一部改正 令和2年12月15日  
一部改正 令和5年 3月14日

令和5年3月14日の一部改正に伴う本研修センターの認定薬剤師の認定要件については、令和5年9月30日までに申請された認定薬剤師の認定申請については、改定前の認定要件での認定を認める。ただし、令和5年4月1日以降に新規に取得した単位については、改定後の要件を適用するものとする。

一部改正 令和6年 4月1日

令和6年4月1日の一部改正により、本センターの名称を埼玉県病院薬剤師会生涯研修センターから埼玉県薬剤師生涯研修センターに改称、認定薬剤師の名称を埼玉県病院薬剤師会生涯研修センター生涯研修認定薬剤師から埼玉県薬剤師生涯研修センター生涯研修認定薬剤師に改称する。

また改称以前の研修受講単位および認定薬剤師は、改称後においても有効期限まで有効とし、改称前の研修受講単位等の名称は改称後の名称に読み替えて使用できるものとする。

## 第 5 号議案

### 一般社団法人日本病院薬剤師会 第67回 通常総会報告

開催日：令和5年6月17（土） 12時30分より16時30分

場 所：AP東京八重洲 7階P+Q+Rルーム（ハイブリッド）

出席者：町田充、近藤正巳、多田幸子、新井成俊

議事：

#### 一、特別講演

「どうする病院薬剤師」

独立行政法人 地域医療機能推進機構 理事長 山本 修一 先生  
座長 武田会長

#### 二、協議事項

第一号 令和4年度事業報告（案）

第二号 令和4年度決算報告（案）

質疑・採決

#### 三、報告事項

第一号 令和4年度監査報告

第二号 令和6年度診療報酬改定の対応について

第三号 病院薬剤師確保に関するWG（日本病院団体協議会）について

第四号 第8次医療計画について

第五号 病院薬剤師確保の取り組みについて

第六号 クラウド型会員管理システムへの対応について

第七号 令和5年度日病薬表彰の選考結果

第八号 令和5年度学術奨励賞の選考結果

第九号 令和5年度江口記念がん優秀論文賞・活動賞の選考結果

第十号 令和5年度学術小委員会の編成について

第十一号 第6回日本病院薬剤師会 Future Pharmacist Forumについて

質疑

#### 四、質問・要望（13件）

一般質問（5件）：群馬県、埼玉県、和歌山県

要望事項（8件）：埼玉県、京都府、大阪府、福岡県

#### 五、その他

## 一般社団法人日本病院薬剤師会 第68回 臨時総会報告

開催日：平成6年2月17日（土）13時30分より16時30分

場 所：AP新橋 4階D+Eルーム（ハイブリッド）

出席者：町田充、近藤正巳、多田幸子、新井成俊

議事：

### 一、協議事項

第一号 令和6年度事業計画（案）

第二号 令和6年度予算（案）

第三号 名誉会員の委嘱

質疑・採決

### 二、報告事項

第一号 役員候補選挙報告

第二号 令和6年能登半島地震への対応

第三号 令和6年度診療報酬改定について

第四号 病院薬剤師の処遇について

第五号 令和5年度病院薬剤部門の現状調査の集計結果

第六号 病院薬剤師の労働条件調査について

第七号 病院薬剤師確保について

第八号 特定募集情報等提供事業について

第九号 周術期薬剤業務事例集について

第十号 第7回日本病院薬剤師会 Future Pharmacist Forumについて

第十一号 令和6年度学術小委員会の募集について

質疑

### 三、ブロック代表質問（3地区）

関東地区、近畿地区、九州山口沖縄地区

### 四、その他

第6号議案 その他